

令和5年10月4日

報道発表資料

教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示請求拒否処分取消請求事件の第一審判決について

本日、教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の音声データに係る公文書開示請求拒否処分取消請求事件の第一審判決が横浜地方裁判所から言い渡されましたので、報告します。

事 件 名	公文書開示請求拒否処分取消請求事件
判決言い渡し日	令和5年10月4日 午後1時15分
判決の主文(抜粋)	1 処分行政庁が、平成29年7月25日付けで原告(東京都調布市在住者)に対してした開示請求拒否処分のうち、別紙公文書目録記載1及び2の開示を拒否した部分を取り消す。 2 処分行政庁が、平成29年10月6日付けで原告(多摩区在住者)に対してした開示請求拒否処分を取り消す。

1 事件の概要

平成29年8月27日に行われた川崎市教育委員会の審議内容の音声データ開示請求に対する平成29年10月6日付け拒否処分及び平成26年度、平成27年度、平成28年度の教科用図書選定審議会の全ての音声データの開示請求のうちその一部に対する平成29年7月25日付け拒否処分の取消しを求め、提訴したものである。

2 当事者

原告 東京都調布市在住者及び多摩区在住者

被告 川崎市(代表者 川崎市教育委員会)

3 請求の趣旨

- (1) 原告の、平成26年度、平成27年度、平成28年度の教科用図書選定審議会の全ての音声データの開示請求のうち、その一部に対する川崎市教育委員会の平成29年7月25日付け拒否処分を取り消す。
- (2) 原告の、平成29年8月27日に行われた川崎市教育委員会の審議内容の音声データ開示請求に対する川崎市教育委員会の平成29年10月6日付け拒否処分を取り消す。

(3) 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

4 本市の主な主張

- (1) 音声データは、開示すると、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること等から、不開示となる公文書である。
- (2) 教育委員会会議及び教科用図書選定審議会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、不開示となる公文書である。
- 以上のことから、本訴請求は棄却されるべきものである。

5 経過

- (1) 提訴日 : 令和2年 9月25日
- (2) 第1回口頭弁論期日 : 令和2年12月16日
- (3) 第13回(最終)口頭弁論期日 : 令和5年 5月17日
- (4) 判決日 : 令和5年10月 4日

○問合せ先

(教育委員会会議に関すること)

川崎市教育委員会事務局総務部庶務課 伊藤

電話 : 044-200-3258

(教科用図書選定審議会に関すること)

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課 古俣

電話 : 044-200-3284

別紙

公文書目録

- 1 平成26年5月23日開催の同年度第1回川崎市教科用図書選定審議会の音声データのうち、録音時間1分19秒から46分14秒までの部分
- 2 平成27年5月13日開催の同年度第1回川崎市教科用図書選定審議会の音声データのうち、録音開始時点から45分22秒までの部分